

第12回

保団連九州ブロックと九州厚生局との懇談

— 新型コロナの影響下における「高点数による個別指導」の取扱いなどを確認 —

2月4日(木)、九州各県の保険医協会で構成する保団連九州ブロック協議会(以下「九州ブロック」と九州厚生局(以下「厚生局」と)との懇談が行われた。この懇談は、指導等に関し、率直な意見交換を行う場として開催されており、今回で12回目を迎えた。今回の懇談は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響



オンライン併用で開催した懇談会(福岡市内)

により、福岡協会会議室をメイン会場に、各協会等をWEBで繋ぎ、WEBとの併用で開催した。厚生局からは、半間管理課長、穴見医療課長補佐、武田医療指導監視監査官の3名が出席し、九州ブロックからは役員・事務局26名(本会からは浦・黒木副会長)が出席した。懇談に先立ち、半間管理課長より、「我々厚生局は、保険医療機関・保険医の皆様方に保険診療の制度等を正しく理解していただき、適切な保険診療にあたっていただくため、様々な機会を通じて取り組みに努めている。この懇談もその一助にな

ればと思っているので、ご理解とご協力の程、お願いしたい」と挨拶があった。

懇談に際しては、事前に九州ブロックより、①令和2年度における各種指導等(集団指導、集団的個別指導、個別指導、適時調査等)の取扱いについて九州厚生局管内で変更・統一されたものがあるか、②令和2年度のあるか、③令和2年度中止の集団的個別指導の中止によつて令和4年度は高点数による個別指導の選定は無いという解釈でよいのか、④前回懇談で要望した、指導等の選定における類型区分に「在宅医療を行う医療機関」を設けることについて本省で議論されているか、⑤高点数を理由として個別指導に選定された医療機関の中で優先順位はどのよう

に決定されているのかなどの質問・要望16項目を文書にて提出しており、当日はこれらに対する厚生局からの回答、九州ブロックからの追加質問及び意見交換が行われた。

厚生局からは、事前質問に対して、①令和2年度において九州管内で変更・統一されたものはない、②令和4年度は「高点数による個別指導」の選定はないものと思料している、③要望があったことは本省に伝えているが、本省で議論されているかについては把握していない、④離島に所在する医療機関が選定された場合や地域毎に指導会場を設けている県などもあるため一概にはお答えできない、などの回答があった。

また、集団指導及び集団的個別指導の実施について、平日夜間での開催やWEBを活用した出席も可能とするよう要望したことに対しては、「平日夜間の開催の要望があったことは各県事務所に伝えるが、実際の指導日時や場所については各県事務所が諸事情を勘案して決定している。WEBを活用した出席方法については、要望があったことは本省に伝える」と

の回答にとどまった。事前質問以外では、柔道整復師に対する個別指導について、不適切な療養費の請求等については適切な指導を実施するよう要望したほか、社保・国保間の審査の差異解消に向けて議論が進められている「審査支払機関の在り方に関する検討会」の進捗状況について質問したところ「把握していない」との回答だったため、議論をスピードアップするよう厚労省への働きかけを求めた。

厚生局からは、「保険医が県外に勤務先を変更するときは、現在、当該保険医は各県事務所へ変更申請をすることが必要だが、同じ厚生局管内での勤務先変更の場合は、当該保険医による各県事務所への変更申請が不要となる旨の省令改正が行われる予定である。貴会の会員にもぜひ周知していただきたい」との願いがあった。

このほかにも様々な質問・要望等の意見交換を行った。質疑応答の全文は4月号に掲載予定であるので、詳しくはそちらをご確認いただきたい。

(文責：社保審査対策部)